金融機関における利益相反の類型と対応のあり方

2010年6月

金融法務研究会

はしがき

本報告書は、金融法務研究会第1分科会における平成19年度の研究の成果である。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取り上げ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討―その1・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較―各国銀行取引約款の検討 そのII」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会と第2分科会とに分けて研究を続けている。

第1分科会では、平成11年度に「チェック・トランケーションにおける法律問題」を、平成12年度・13年度に「金融機関のグループ化と守秘義務」を、平成14年度上期に「チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の再検証」を、平成14年度下期から平成15年度にかけて「社債管理会社の法的問題」を、平成16年度に「電子マネー法制」を、平成17年度に「金融グループの組織再編とコーポレート・ガバナンス」を、また平成18年度は「金融機関の情報利用と守秘義務をめぐる法的問題」をそれぞれテーマとして取り上げ、報告書を発表している。同分科会では、平成19年度には「金融機関における利益相反の類型と対応のあり方」をテーマとして取り上げ、そこでの研究成果が本報告書である。なお、同分科会では、引き続き平成20年度には、「金融取引における信用補完に係る現代的展開」を、平成21年度には「有価証券のペーパレス化等に伴う担保権の金融取引に係る法的諸問題」をテーマとして取り上げ、研究を続けている。

本報告書では、第1章で「金融機関と利益相反—EUの規制」(山下友信担当)、第2章で「ドイツにおける金融機関の利益相反行為とその規制」(前田重行担当)、第3章で「英国における金融取引と利益相反」(森下哲朗担当)、第4章で「アメリカにおける銀行の証券業務に関する規制」(神田秀樹担当)および第5章で「金融機関と利益相反:総括と我が国における方向性」(岩原紳作担当)を取り上げている。

このように、本報告書では、第1章から第4章までで、欧米諸国の金融機関における利益相 反取引の規制等について詳細に検討した後、第5章で、上述の利益相反取引の比較法的検討を 総括し、かつ、我が国の利益相反取引の問題として、銀行法等による監督法的規制、その私法 規定および金融商品取引法の規定につき取り上げ、また利益相反事例に係る判例を検討した後、その方向性について論じている。銀行の具体的事例にも触れながら、金融機関の利益相反取引 について詳細に論じたものである。本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局は本テーマ検討時には全国銀行協会金融調査部、平成20年度からは同業務部にお願いしている。

最後に、本報告書の作成にあたって尽力を惜しまれなかったオブザーバーおよび事務局の 方々に心から御礼を申し上げたい。

> 平成22年6月 金融法務研究会顧問 前 田 庸

目 次

第1章 金融機関と利益相反-EUの規制(山下友信)	1
1 1993年投資サービス指令	1
2 2004年金融商品市場指令 (Mifid) へ向けての動き	2
3 2004年金融商品市場指令	6
4 2006年実施指令の立案	9
5 実施指令による利益相反規制の具体的内容	14
6 報酬	18
7 おわりに	19
第2章 ドイツにおける金融機関の利益相反行為とその規制(前田重行)	21
1 総説	21
(1) ユニバーサル・バンク・システムと利益相反問題	21
(2) 銀行構造委員会における検討と従来の状況	22
(3) 近年における動向	23
(4) 考察の方向	25
2 利益相反行為の態様	25
(1) 貸付業務における利益相反	25
(2) 貸付業務と証券業務との兼営から生ずる利益相反	26
(3) 銀行の証券業務における利益相反行為	28
3 証券取引法による利益相反行為に対する規制	30
(1) 総説	30
(2) 証券取引法における利益相反規制	31
第3章 英国における金融取引と利益相反(森下哲朗)	39
1 はじめに	39
2 Hollander & Salzedo, Conflicts of Interest, 3rd ed.にみる	
利益相反を巡る英国法の現状	39
(1) 利益相反についての幾つかの概念	39
(2) Bolkiah Case ·····	41
(3) Existing Client Conflict ·····	46

	(4)	Double Employment Rule	48
	(5)	契約による手当て	50
	(6)	情報を提供する義務	54
	(7)	信認義務違反の救済	59
4	銀銀	行と利益相反	60
	(1)	銀行と信認義務	60
	(2)	幾つかの事例	62
	(3)	利益相反が問題となる場合	67
	(4)	利益相反問題についての考え方	69
	(5)	利益相反のマネージメント	70
4	1 利	益相反の規制	72
	(1)	Principles for Businesses ····	72
	(2)	Dear CEO Letters ····	72
	(3)	FSA Handbook ····	73
	(4)	利益相反に関するその他の規制	75
Ę	5 お	わりに	76
第4		アメリカにおける銀行の証券業務に関する規制(神田秀樹)	78
]		じめに	78
4		融機関と利益相反	78
•		行に関する業法規制	79
4	銀	行の証券業務	80
	(1)	1933年グラス・スティーガル法	80
	(2)	1999年グラム・リーチ・ブライリー法	80
	(3)	1934年証券取引所法	80
Ę	銀	行持株会社の規制	81
第5	章	金融機関と利益相反:総括と我が国における方向性(岩原紳作)	83
]	比地	較法的検討の総括	83
	(1)	英米法における fiduciary ······	83
	(2)	ドイツ、EUにおける規制	85
) 銀	行法等による監督法的規制	85

3	利	益相反に係る我が国の私法規定	86
	(1)	取締役の忠実義務	86
	(2)	受任者の善管注意義務、自己契約・双方代理	87
	(3)	信託	88
	(4)	社債管理会社 ·····	89
	(5)	問屋、仲立人	89
	(6)	親権者、保佐人	89
	(7)	私法体系全体の中における統一的信認義務	89
4	金	融商品取引法	90
	(1)	総則的規定	90
	(2)	具体的規定	90
	(3)	効果	92
5	我	が国の金融機関の顧客との利益相反事例に係る判例	92
	(1)	信認義務ないし信義則・権利濫用が争われた事例	92
	(2)	説明義務が争われた判例	93
	(3)	判例の総括	96
6	総	括と我が国における方向性	97
	(1)	総論	97
	(2)	具体的な問題の一部の検討	99
	(3)	対処方法	101